

(別紙)

令和7年度鳥取県・バーモント州青少年交流事業旅行手配業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度鳥取県・バーモント州青少年交流事業旅行手配業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

米国・バーモント州に派遣する高校生及び引率職員に係る旅行手配を行うもの。

3 業務期間

契約締結日から令和7年11月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 航空券の手配

ア 往路 10月10日 鳥取空港／米子空港発、10月10日 バーリントン空港着
イ 復路 10月20日 バーリントン空港発、10月21日 鳥取空港／米子空港着
ウ 条件等

(ア) 旅行者

10名（高校生8名、引率者2名）。利用する空港は鳥取空港5名、米子空港5名を想定。
全体人数及び空港利用人数内訳は変動する可能性がある。

(イ) 旅行期間

令和7年10月10日（金）から10月21日（火）まで

(ウ) 旅行期間、行程及び宿泊地

乗り継ぎによる時間のロスを可能な限り避け、円滑な移動となるよう考慮すること。

往路は鳥取県を10月10日（金）に出発し、バーリントン空港到着を10月10日（金）24時までとし、日本からバーリントン空港間の乗継は1回までとする。

復路はバーリントン空港出発を10月20日（月）早朝とし、バーリントン空港から日本までの乗継は1回までとする。また、鳥取空港及び米子空港到着を10月21日（火）22時までとする。

	プログラム	宿泊
10日（金）	鳥取空港／米子空港 発 米国 バーリントン空港 着	ホームステイ
11日（土）～ 19日（日）	米国バーモント州滞在	ホームステイ
20日（月）	米国バーリントン空港 発	機内泊
21日（火）	鳥取空港／米子空港 着	-

(エ) その他

- ・全行程において、エコノミークラスを利用すること。
- ・出入国や日本国内の空港及び訪問国・地域の空港を使用する際に発生する施設使用料や税等の必要な経費を含めること。
- ・燃料特別付加運賃は見積時点の金額を計上すること。
- ・成田空港を利用する場合は、空港間を移動するリムジンバスの費用を計上すること。
- ・乗り継ぎにあたりいずれかの便に航空会社の責任の範囲で遅延や欠航などが生じた場合、他の便への振替等の補償があること。また、その条件は、搭乗する全ての便において同じであること。
- ・日本および米国以外の国を経由しないこと。
- ・鳥取県内発着地点は鳥取空港及び米子空港とし、日本出発前に合流すること。

・バーモント州内の企画・手配は不要。

(2) 電子渡航認証システム (E S T A) 取得手続き代行

ESTA 対象国ではない国籍の参加者がある場合には、VISA 取得代行手続きを行うこと。

(3) 事前研修への参加

発注者が行う事前研修の日程に合わせて、生徒・保護者向けの旅行説明会を指定の会場で実施すること。(9月7日(日)午後)に鳥取県倉吉市内で実施予定)

(4) その他付帯する必要業務

5 入札時及び契約締結時における留意事項

(1) 航空券の発券は出発日の1か月前頃を予定。

(2) 航空券等の仮予約

入札に当たっては、入札時に見積もった条件で航空券等を手配できるように事前に仮予約等を行うこと。なお、このことに伴う経費は入札金額に含めて問題ないが、鳥取県は落札者以外の者に対して一切の支払を行わない。

(3) 契約締結時の提出書類

ア 見積明細

- ・宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること
- ・見積り金額の内訳をできる限り詳細に記載すること

イ 旅行中の緊急連絡窓口及び連絡体制

ウ 旅行行程表

- ・航空機等の便名、機内食の情報も記載

エ 安全対策に関する資料

- ・緊急時の対策(危機管理体制)等

オ キャンセル規定

(4) 契約締結後の旅程の変更等

契約締結後にやむを得ず旅程に変更等が生じた場合、柔軟に対応すること。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

1 0 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

1 1 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1 2 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 3 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1 4 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 5 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 6 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、令和7年11月21日（金）までに完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

1 7 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、16(2)の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、16(2)の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1 8 口座振替依頼

- (1) この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。
- (2) 受注者は、この契約締結後30日以内に口座振替依頼書（別記様式）を発注者に提出するものとする。

1 9 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

2 0 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

2 1 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

2 2 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 21(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加して

いる者をいい、非常勤を含む。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が(2) 及び(3) の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、(1) の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.3 賠償の予定

受注者が2.2の(3) オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.4 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。) を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、7 の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

2.5 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.6 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注~~1~~) 甲は鳥取県、乙は受注者~~(受託者)~~をいう。

(別記様式)

口 座 振 替 依 頼 書

年 月 日

鳥取県知事（出納機関の長） 様

住所
氏名

年 月 日付で請けた△△△△業務に係る支払については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名			
支店名		コード	
振 込 口 座	預金種別	普通・当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

上記口座についての問合せ先

[担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____